

令和2年6月15日

## 九州保健福祉大学における新型コロナウイルス感染症への 対応ガイドライン

令和2年6月5日付文部科学省通達「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」に基づき、九州保健福祉大学では、以下の基本方針に沿って、新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインを作成し、感染対策に取り組みます。

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的考え方

#### 1) 新型コロナウイルス感染拡大の防止と学修機会の確保

学内や地域における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、学内の衛生環境の整備や学生・教職員等に対する正確な情報提供と適切な注意喚起等をおこなうとともに、『対面授業』だけでなく、『遠隔授業』や『対面授業と遠隔授業』を同時並行でおこなう「遠隔合同授業」方式（本学では、ハイブリッド方式という。）など、あらゆる授業方法を実施し、学生の学修機会の確保に努めます。

#### 2) 学生の立場に立った配慮、情報提供および支援

新型コロナウイルス感染症により不安を抱える学生の立場に立って、迅速かつ正確な情報提供をおこなうとともに、相談体制を充実していきます。特に、新型コロナウイルス感染症により、経済的に困難に陥った学生に対しては、引き続き学修が続けられるように、支援をおこないます。

### 2. 大学における感染症対策

#### 1) 学生、教職員の健康管理

- ・学生および教職員は、体調管理に留意し、毎朝の検温をおこなったうえで、授業等に出席する。
- ・発熱（37.0℃以上）や風邪ぎみの場合は、授業等に出席せず、九州保健福祉大学新型コロナウイルス報告・相談窓口にご相談する。
- ・相談者は、相談窓口からの指示（保健所への相談や病院受診等）に従う。

## 2) 学内での感染予防対策の徹底

学生および教職員、大学関係者は、以下の予防対策を徹底します。

- ・十分な対人距離 2 m（校舎内では少なくとも 1 m）を確保する。
- ・水と石けんによる手洗いおよびうがいをこなう。
- ・施設内に入る際に、入口等に設置された消毒薬で手指消毒をおこなう。
- ・マスクを着用（学生、教職員および学内への入場者全員）する。
- ・施設内（講義室、実験室、食堂、事務室他）の換気を適切におこなう。

（1時間ごとに、最低5分間、すべての窓とドアを開け、換気扇とエアコンの送風を稼働）

- ・講義室等の施設内は、1日に1回清掃（机、手すり等は消毒）を実施する。
- ・学内に不特定多数の者が、無制限に出入りすることを避ける措置を講ずる。

（正門にて入場者の氏名等の記入および検温を実施し、不要・不急の入校や発熱や風邪の症状のある方の入場制限）

※入場者の方の名簿については、個人情報の取扱いに十分注意しながら適正に管理します。

## 3. 授業および実験・実習への対応

学内での授業や実験・実習においては、以下の予防対策を徹底します。

- ・授業中は、座席間隔を最低 1 m開けて座る。（座席シールで表示）
- ・教員、学生ともに授業中はマスク（フェイスシールドも可）を着用する。
- ・授業開始時に、学生の体調確認をおこなう。

発熱（37.0℃以上）や風邪症状がある学生は、健康管理センターで診察する。

- ・授業中は、窓を開けておくか、1時間ごとに5分以上換気をおこなう。
- ・講義室の機器（マイク等）を使用した場合は、使用後に消毒する。
- ・当面グループワーク方式（対面による小集団の学修方法）の授業は回避する。
- ・実験等の性質上換気ができない場合は、一定時間で休憩等を入れ、手洗い、うがい、手指消毒する。
- ・体育実技等は、3密となるストレッチや競技種目は避ける。
- ・使用した教育・研究機器・備品等については、消毒する。

- ・授業終了後には、手洗い、うがいをおこなうよう指導する。
- ・更衣室やシャワー室を使用する場合は、少人数に制限し、使用後は換気する。

#### 4. 学外実習への対応

学外実習をおこなう際は、実習受け入れ施設等と十分連携し、新型コロナウイルス感染症防止に対処します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習受け入れ先の変更や実習中止などが生じた場合は、学生や保護者等に十分説明し、実習施設の代替をおこないます。さらに、実習施設の代替が困難な場合などは、学内の実習施設を使用するなど、実習中止等の影響を受けた学生と受けなかった学生との間に修学の差が生じることの無いように十分配慮します。

#### 5. 大学の行事・イベント実施について

大学が主催する行事やイベントの実施については、学生および教職員、参加者の健康を第一に考え、政府や地域行政機関が発令する新型コロナウイルス感染症対策の方針等に則り、実施の可否について慎重に検討します。

十分な検討のうえ実施すると判断した場合には、以下の項目を厳守し、実施をおこないます。

- ・主催者は、開催前（2週間）の健康管理（毎日の検温、体調管理）をおこなう。
- ・参加者全員の名簿を作成する。
- ・感染流行地域からの参加者は、慎重な対応を依頼する。

（開催前2週間の健康状況を確認するなど。）

- ・参加者全員マスク着用。
  - ・当日参加者全員の検温を実施する。
- 発熱や風邪の症状がある場合は、欠席を要請する。
- ・開催場所の入口に手指消毒を設置する。
  - ・開催場所（講義室等）は、人との間隔を最低1m以上開ける。
  - ・できるだけ少人数に分散、限定して実施する。
  - ・開催時間をできるだけ短くする。
  - ・開催場所の換気を十分おこなう。（1時間に最低5分）
  - ・終了後には、参加者に手洗い、うがいを促す。

## 6. 臨時休校・授業方法の変更について

学生又は教職員の感染が判明した場合には、速やかに延岡保健所に報告・相談し、そのままでは学生および教職員の健康や安全が確保できないと判断されれば、臨時休校を実施します。

臨時休校をおこなう場合は、規模や期間等について学生および教職員、大学関係者に大学ホームページや学内 Web 等を通じて周知します。

なお、臨時休校等により、学生が通学できない期間においては、可能な限り対面授業に相当する教育効果を有する遠隔授業等により代替しつつ、遠隔授業で対応不可と判断された科目については、後期や次年度以降に実施するなど対応を検討し、授業計画を変更する場合は、学生に対して十分説明をおこないます。

## 7. 部活動等の課外活動について

各クラブ、サークル（体育部会・文化部会）が課外活動を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症への対策を十分に講じながら、活動をしていきます。

各クラブやサークルが活動する場合は、活動形態に合わせて【具体的な感染対策】を『課外活動（サークル活動）再開届』の中に示したうえで大学に承認を得ることとします。

各クラブやサークルは、この【具体的な感染対策】を遵守し、徹底した新型コロナウイルス感染症防止に努めて活動をおこないます。

- ・活動には、大学の承認が必要である。（届け出のないクラブ等には活動を認めない）
- ・体育施設（体育館、フィットネスルーム、柔・剣道場）や講義室、クラブハウスを利用した活動は、「3密を避ける」ことを観点に、顧問が厳格に監督する。
- ・活動中【具体的な感染対策】が不十分と判断した場合は、活動を中止させる。